

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可申請等の手引の修正前後対照表（R7.5⇒R8.5）

新 頁数	項目番号等	修正前	修正後
全般	—	—	誤字、脱字、軽微な表現を修正しました。
2	表1-1	—	用語の定義に「土石」「土砂」「岩石」を追加しました。
4	表1-2	—	注釈に、規模要件のうち「面積」について、工事前後の地盤面の標高差が30cm超の範囲が対象である旨を明記しました。
6	表1-5	—	国、都道府県等とみなされる団体等を明記しました。
8	表1-6	「その他の許可等が不要となる行為」 通常の営農行為のうち表土の補充は、その前後の土地の地盤面の標高差が30cmを超えないものと記載していました。 「注7」 法の規制対象外として2事例を記載していました。	「その他の許可等が不要となる行為」 通常の営農行為については諸条件により該当判断するため、表土の補充に係る地盤面の標高差30cmの記載を削除しました。 「注7」 事例を追加し計4事例としました。
13	表2-1	「注1」 国土交通大臣による認定擁壁一覧の国土交通省ホームページを案内していました。	※リンク先を改めました。 <a href="https://www.mlit.go.jp/toshi/morido-youheki.html">https://www.mlit.go.jp/toshi/morido-youheki.html</a>
21	表3-2	「工事施行者の能力に関する書類」 建設業の許可通知書の写しについて、許可の種別を無記載としていました。	備考欄に、許可の種別については原則「土木工事業」と明記しました。
25	3-6	手数料の納付方法について、市収入証紙によるものとしていました。	市収入証紙の廃止に伴い、キャッシュレス納付又は納付書払いによる記載に変更しました。
30	5-2(2)	軽微な工事の変更届について対象事項を表で記載していました。	工事主等の変更について、一般承継以外の変更内容は変更許可の対象となる旨を補記しました。
31	5-4	定期報告の報告時期を工事「着手日」から3か月ごとと記載していました。	報告期間の起算日を「着手日」から「許可日」に修正しました。
36	7-1	規制区域指定の際に既に行われている工事の届出手続について記載していました。	手続の期限を過ぎたことにより、参考掲載扱いに改めました。
巻末	巻末2	—	許可申請図面の一部作成例を新規掲載しました。
その他	様式第2号（記載例）	⑬欄【盛土又は切土をする土地の面積】、⑭欄【盛土又は切土の土量】について、「記入の方法」では、施工前後の土地の地盤面の標高差が30センチメートル以下の範囲は含まないと記載していました。	施工前後の土地の地盤面の標高差が30センチメートル以下の範囲も対象に含めるよう改めました。
その他	参考様式	事業経歴書について、工事主と工事施行者向けに同一の参考様式を掲載していました。	建設業関係以外の事業者向けに参考様式を追加掲載しました。